

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和2年3月25日

水曜日

号外(7)

目次

訓令

○富山県職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程の一部を改正する訓令 1

訓令

富山県職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和2年3月25日

富山県知事 石井 隆一

富山県訓令第1号

本庁
出先機関

富山県職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

富山県職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程（昭和26年富山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表以外の部分中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同項の表中「行政職2等級」を「行政職6級」に、「研究職1等級」を「研究職5級」に、「医療職(1)2等級」を「医療職(1)3級」に、「及び医療職(2)1等級」を「医療職(2)6級以上の職員及び医療職(3)6級以上」に、「行政職3等級」を「行政職3級から5級まで」に、「研究職2等級」を「研究職3級及び4級」に、「医療職(2)2等級」を「医療職(2)3級から5級まで」に、「及び医療職(3)1等級」を「並びに医療職(3)3級から5級まで」に改め、同表備考中「何職何等級」を「何職何級」に、「職務の等級」を「職務の級」に改める。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表及び同表備考の改正規定は、公表の日から施行する。

(人 事 課)